



肥料取締法改正点の説明会・研修会を開催しました



3月22日に東京の法曹会館において「平成23年度肥料取締法（公定規格）一部改正等の説明会並びに研修会」を開催、約50人の会員・非会員の方々にご参加いただきました。

農林水産省から消費・安全局農産安全管理課の生産局農業環境対策課、同技術普及課の各担当官および独立行政法人農林水産消費安全技術センターから肥飼料安全検査部肥料管理課の担当官においでいただき、改正点の説明および会員からの質問への回答をして頂きました。

研修会では東京農業大学客員教授の渡辺和彦先生に「今、新たな肥料の夜明け」と題して、農業生産だけでなく我々の健康維持にも密接に関わる肥料の最新情報を講演していただきました。

小塚純一会長あいさつ

当協議会は「土・肥料の放射セシウム暫定許容値の説明会」を昨年秋に開催して、なにが『安全・安心』なのかという正確な情報を消費者の皆様にお伝えすることが、メーカーとして大切な役割だと再確認しました。



今後、ネット通販の拡大などの流通が広がり、物づくりの現場も広がる傾向にあります。当協議会としても関係省庁の皆様との情報交換を密にし、より安全な製品とはなにか、なにを伝えれば消費者の方々により安心していただけるかを、より一層大切に考えていきたいと思います。

ご来賓の祝辞



農林水産省消費・安全局農産安全管理課 田村勉課長補佐

この一年間の出来事を見ると、東日本大震災が一番大きいと思います。農業関連資材についても、震災と共に発生した福島第一原発の放射性物質の拡散が問題となっています。

ただ、現在、放射性物質が原発からは放出されているような状況ではなく、また牛糞堆肥に関しても、汚染された稲ワラの流通はなく、牛糞も汚染度が低くなっているという状況です。一方では、いまだ堆肥から高い濃度の値も出ています。

今後もモニタリング調査を続けていく予定ですが、検査方法の改善も行なっていく考えです。

また、肥料としてではなく、既存のシステムで検査が行なわれているものも活用して、皆様に負担のないような形で改正をおこなうことも考えています。

今後、調査が進む中で、新たな検査法なり、基準なりを皆様方にもお示しすることがあると思いますが、ご協力をよろしくお願いします。



独立行政法人農林水産消費技術安全センター 一井宏課長（現福岡センター所長）

東日本大震災により当センターの仙台センターが被災し、ライフラインが復旧する6月までは検査できる状態ではありませんでした。肥料の立入検査等は、被災地の状況等を勘察し、また、農水省から牛糞堆肥等の放射性セシウム測定の要請を受けたことから、業務計画を変更して対応してきました。

放射能測定に関しては農水から簡易測定装置を借り受け、現在もなお、福島・宮城等のサンプルを重点的に測定しています。測定結果は、農水省のHP、各県のHPで公開されています。

汚泥肥料については、仙台センターと本部の管内の汚泥肥料工場の立ち入り検査で収去したものの放射性セシウムを測定し、現状を見ながらモニタリングを続けて行きます。

最後に、このような震災や放射能の影響で皆様ご苦労されていると思いますが、肥料・土壌改良資材、それらの品質や安全性の確保にご協力をお願いして、ごあいさつに代えさせていただきます。

平成 23 年度

肥料取締法（公定規格）の一部改正について

肥料取締法施行規則の一部改正

①植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料の一部改正

登録の申請時に、植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料として、「熔成汚泥灰けい酸りん肥」を追加する。

②保証票の様式の一部改正

輸入業者保証票、販売業者保証票について生産（輸入）した年月、販売した年月の両方の欄外記載を認めるということにいたしました。

肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部改正

①「熔成けい酸りん肥」の公定規格の一部改正

熔成けい酸りん肥は水稻を対象作物とされてきましたが、現在では畑作でも施用され、菜の花などではほう素不足の事態も見られるので、今回、く溶性マンガン 0.1%、く溶性ほう素 0.05%の使用ができる規格の改正を行ないました。

②「熔成汚泥灰けい酸りん肥」の公定規格の新設

既に熔成汚泥灰複合肥料でりん酸と加里を保証する規格があるが、アルカリ分、けい酸を強化したことにより、加里が保証できないので、りん酸質肥料に規格を新設した。

先ほどの熔成けい酸りん肥と同様に、けい酸の肥効を高めたような肥料です。

③「混合有機質肥料」の公定規格の一部改正

混合有機質肥料の原料の 1 つに鶏ふんの炭化物を加えた。

④「化成肥料」の公定規格の一部改正

化成肥料の中でも化学的操作を加えて作る肥料について、今回「熔成汚泥灰複合肥料」の使用を認めた。

⑤「混合動物排せつ物複合肥料」の公定規格の新規設定

ウシまたはブタの排泄物を加熱乾燥したものを、化成肥料の原料とした規格の新設をしました。保証成分量やその他の制限事項について、化成肥料と同等の内容になっています。新たに加えた制限事項は、ウシまたはブタの排せつ物は乾物として、窒素全量が 2%以上であり、かつ窒素、りん酸、加里の全量

の合計が 5%以上であること。ウシまたはブタの排せつ物の使用量は全体の 30%以下であることです。

⑥「混合堆肥複合肥料」の公定規格の新規設定

化成肥料の原料として、動物の排せつ物や食品由来の有機物の堆肥を使用する規格を新設しました。原料として、動物の排せつ物または食品由来の有機物の堆肥を加え、保証成分量と有害成分は化成肥料と同等です。安全性と品質の維持、肥効を確保するという観点から、原料の堆肥は、窒素全量は 2%以上、かつ窒素、りん酸、加里の全量が 5%以上としました。また、原料が動物の排せつ物堆肥の場合、炭素窒素比が 15 以下であり、かつ排せつ物堆肥が 50%以下であることとしています。

⑦「混合汚泥複合肥料」の公定規格の一部改正

現行では混合できる汚泥発酵肥料の制限事項を 20 から 40%に変更しました。

⑧「家庭園芸用複合肥料」の公定規格の一部改正

家庭園芸用複合肥料については、複合肥料の欄にある複合肥料以外の複合肥料という規格であることから、今回新設された「混合動物排せつ物複合肥料」と「混合堆肥複合肥料」を家庭園芸用複合肥料から除くこととしました。

⑨農薬その他の物が混入される肥料の一部改正

配合肥料に化成肥料には混入を認められていた殺虫剤「イミダクロプリド」と殺菌剤「プロベナゾール」を混入できるように規格を改正させて頂きました。

事前に皆様からおあずかりした質問事項への回答は次の通りです。

【肥料取締法】

Q 1 放射性セシウムに関する食品の基準値が4月から厳しくなりますが、それに関して、肥料の暫定許容値は、食品の基準値に対応して改正しますか。

A 400ベクレルという基準値は、農地土壌の汚染防止の観点から定めている基準です。400ベクレルのものを10㎡当たり2トﾝ施用すると、耕す深さを15㎝で土の量は150トﾝほどとなり、そこに2トﾝ施用するということは全体として1/75に薄まります。400ベクレルの1/75では、土への負荷としては約5ベクレル程度です。土壌から玄米へのセシウムの移行の指標は0.1で、土壌中で5ベクレル上昇したとしても、玄米中は0.5ベクレル程度になります。肥料中の放射性セシウムの基準は食品の規準値とリンクしているものではなく、食品の規準値が厳しくなったからといって直ちに変更する必要はないという考えで、今回も変更は予定していません。

Q 2 放射性セシウムの含有を規制する改正はありうるのでしょうか。

A 今後、肥料でいえば落ち葉、稲ワラなどの放射性セシウム含有量を、これから順次モニタリングを続けていきます。その結果として、対象地域や対象肥料を少なくする等の措置をしていきたいと考えています。今後そういった形での見直しは行なっていくつもりです。

Q 3 公定規格の改正の審査手続きが多くなり、申し出から認可までの期間が以前より長くなっています。申請された改正案の内容によって、審査手続きを早く進めることはないのでしょうか。また、審査手続きの迅速化措置はないのでしょうか。

A 今回の改正に関してもかなりの時間を要しております。公定規格の改正については、願い出という制度の中で動かしています。これまで年に1回、3月末日までに提出していただいたものについて、規格の検討をしていました。審査期間が長くなっていることについては、食品安全委員会への諮問やT B Tに基づく各国への事前通知というところで期間が長くなるということがあります。規格の新設については迅速化を進めたいと思っており、今後は、当面願い出を暫時受け付けて、年に何回か規格の改正が行えるようにさせていただきます。

【地力増進法】

Q 4 地力増進法では土壤改良資材とは「植物の栽培に資するため土壌の性質に変化をもたらすことを目的に土地に施されるもの」とされ、現在12の政令指定土壤改良資材がありますが、今後追加される見込みのものはありますか。また、一定の品質のもと液状の土壤改良資材が加えられる可能性はありますか。

A 現在、政令指定の要望を受けている土壤改良資材があり、それについて本当に土壤改良効果があるのか、政令指定の要件を満たしているかどうかについて検討しているところです。液状のものについては、地力増進法における土壤改良資材の定義からはずれるものでなく、消費者が品質を識別することが困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要と判断されるものであれば、液状のものであっても政令指定の対象となります。既に、これまでに政令指定している土壤改良資材のうち、高分子系のポリエチレンイミン系資材には液状のものがあり、今後も、液状の土壤改良資材が政令指定される可能性はあります。

【培土について】

Q5 培土として届出の要請が生産局からの通知があるが、設計を変更するごとに出すのは大変です。培土として混合された製品の届出を政令及び未指定の土壌改良材の届出に変更できないでしょうか。

A 培土については昨年8月31日の通知で、17都県の製造所、或いは17都県で採取・製造された原料を使っている製造所に培土製品の分析結果等の報告をお願いしているところです。また、製品原料の変更や新たに製品を販売・流通させる場合にも2週間程度の余裕をみて、追加で分析結果等の報告をお願いしています。その際、ピートモスなど、当面検査の必要性が低い資材の輸入国を変更する場合や化成肥料の銘柄変更は危険性が低く、そのようなものまで設計変更の分析結果等の報告を求めるものではありません。一

方、腐葉土は、新たな生産・出荷が自粛されていますので、培土の原料を国産品から輸入品に切り替えた場合でも、産地証明等を添付し、分析結果等を報告していただきたいと思います。ご不明な点は農水省までお問い合わせください。

Q6 届出した培土の審査結果について、公表していただけないが、個々の培土製品について審査後、行政指導上の規格を満たしていることを証明していただけないでしょうか。

A 牛糞堆肥などで都道府県の公的機関が自ら実施した検査結果を公表しているところもあるようですが、培土の検査は製造所で実施しています。また、製造所の登録制度もなく、全ての培土製造所・製品を把握できているとも限りません。公表や証明は今のところ難しいと思っています。

【農薬取締法】

Q7 現在、食酢、重曹、天敵が指定されていますが、今後はどのようなものが特定防除資材として指定されるのでしょうか。

A 焼酎、エチレン、電解次亜塩素酸水については農林水産省と環境省の合同の審議会（農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会による合同会合）において、特定農薬として指定よいとされました。これらの資材については、食品安全基本法に基づき食品安全委員会が食品健康影響評価を行ない、その評価結果を踏まえて農業資材審議会農薬分科会において特定防除資材として指定することの可否を審議することとなります。これらのステップが全てクリアされれば、特定防除資材として指定されることとなります。

Q8 特定農薬の食酢を液肥に加えて、特定農薬入り液肥として販売できますか。

A 特定農薬に指定されているのは食酢であり、食酢に液肥を加えて製剤としたものは特定農薬には

該当しませんので、特定農薬であると誤解を与えるような表現は避けていただきたい。また、食酢入り液肥に農薬的効果を謳って販売した場合には、取締の対象になるのでご注意ください。

Q9 木酢液、植物抽出液、特殊肥料あるいはこれらの混合物を、植物活力液（剤）、植物保護液（剤）、土壌活性液（剤）等と称して、病虫害効果をうたわずに販売することは問題ないのですか。植物保護液（剤）と称するのは問題ですか。

A 農薬取締法で、農薬は「農作物等を害する病虫害の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、その他薬剤等」と定義しています。「植物活性液（剤）」、「土壌活性液（剤）」と表記している場合でも、何らかの形で農作物等への使用が推奨されて、かつ、農薬としての効果・効能を標榜しているか、もしくは、成分から見て農薬に該当するというものは農薬であり、農薬取締法に基づく規制を受けることとなります。また、「植物保護液（剤）」という表現のみでは農薬に該当しませんが、植物保護という言葉と病虫害名や写真等の表記があれば全体として病虫害防除に使用することを推奨しているものと解されるため、農薬に該当します。このため、用途を明確にして、使用者に病虫害防除に使用できると誤解されないようお願いします。

Q&A

このQ&Aは、以前皆様から寄せられた質問への回答です。

Q 腐葉土を製造、輸入、販売するときの表示について教えてください

A 腐葉土を、製造、輸入、販売する場合、特殊肥料の「たい肥」としての規制に基づく表示をしなければなりません。

腐葉土が土壤改良資材として利用されたとしても、肥料効果があり、土に混和して使用することから、特殊肥料の定義に該当します。これはバーク堆肥が土壤改良資材として利用される場合と同様、特殊肥料の定義に該当し肥料としての規制を受けます。

事業として腐葉土を生産する場合、特殊肥料として都道府県知事に届け出て、生産・輸入・販売の許可を受ける必要があります。

農水省の「特殊肥料の品質表示基準」に基づいて、「たい肥」の品質表示をしなければなりません、また輸入品は原産国の表示が必要です。

Q 腐葉土は肥料として登録ができますか

A 腐葉土は、植物の栄養になる肥料成分を含み、土に施されて使用されるため、特殊肥料の「たい肥」にあたります。

*腐葉土の肥料としての位置付けは、落ち葉堆肥（落ち葉主体（落ち葉 100%を含む）のたい肥）をさし、「特殊肥料等の指定」（昭和 25 年 6 月 20 日付け農林省告示第 177 号）における「たい肥」の定義である「その他の動植物質の有機質物（汚泥及び魚介類の臓器を除く。）をたい積又は攪拌し、腐熟させたもの」になります。腐葉土が土壤改良資材として利用されても、肥料効果があり、土に混和して使用することから、特殊肥料の定義に該当します

特殊肥料は、登録の義務はありませんが、都道府県知事に届け出さえすれば、生産、輸入ができます。

腐葉土は、特殊肥料の「たい肥」の品質表示基準に基づく品質表示をして、販売する必要があります。

園芸培養土に原料として腐葉土を混合し生産・出荷する際にも、腐葉土が特殊肥料の届け出済みであることを確認しなければなりません。

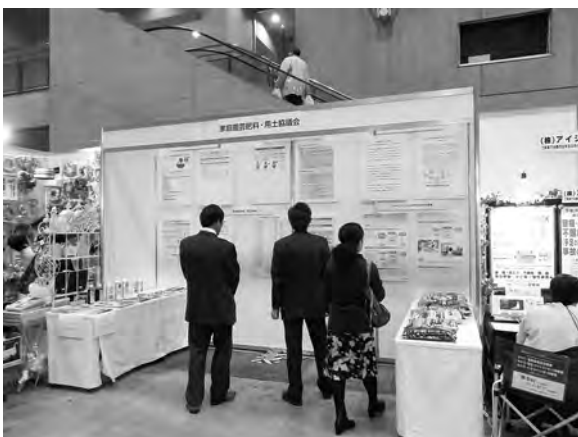
なお、腐葉土の放射性物質の検査、報告等については、特殊肥料の届出先の都道府県肥料担当部局にご相談ください。

Q 家庭園芸用複合肥料に使える効果発現促進材とは、なんですか？

A 肥料取締法では、肥料販売に当たって保証票に使用した材料の種類、名称及び使用量を記載しなければなりません。家庭園芸用肥料にあつては、材料の種類のみを記載することとなっていますので、「(使用されている材料) 効果発現促進材」という記載になります。このため、保証票の記載内容からは何が利用されているか判断できないため、協会傘下のメーカーでは、保証票の枠外に使用した原材料を記載している例があります。

効果発現促進材として使用されているものは、鉄、銅、亜鉛、モリブデン、コバルト、ニッケルなどの微量元素物質、カルシウム物質、ビタミン類等があり、それぞれの肥料の用途に応じて適量が添加されています。なお、ホルモン剤（植物生長調整剤）は、農薬であつて、肥料の材料とはみなされません。

これらの材料の使用に当たっては、材料を使用する必要性、植害試験等のデータを肥料登録申請時に提出し確認を受ける必要があります。



日本フラワー & ガーデンショウ 2012 出展報告

日本家庭園芸普及協会様の主催する第 22 回日本フラワー & ガーデンショウが、3 月 23 ~ 25 日まで千葉県の幕張メッセで盛大に開催され、当協議会もブース出展をいたしました。東日本大震災のために中止となった昨年と同じ「よろこび発見！花と野菜の健康ガーデニング」がテーマです。

当協議会は 2 小間で、肥料・用土の正しい知識や協議会の活動と、今年は FAMIC（独立行政法人 農林水産消費安全技術センター）様の活動も紹介いたしました。

なお、主催の日本家庭園芸普及協会様は 4 月から、公益社団法人となられました。

記念講演 (抄訳)

渡辺和彦先生

「今、新たな肥料の夜明け」



ポーターを介して吸収されるホウ素やケイ素が人間の健康にもものすごく役立っています。ホウ素をよく摂ると、頭が活性化して脳波にα波が出て落ち着き、女性ホルモン値も高くなって骨の形成にも有効です。ケイ酸は骨を作るのにカルシウム以上に

役立ちます。

これまで、堆肥の施用だけで微量元素の施用は不必要と考えられていましたが、良質な堆肥を大量に施用しても、葉が黄化するマンガン欠乏症が微生物との競合で発生しました。微生物が土中の微量成分を食べてしまうのです。土作り＝堆肥では決してないのです。また、堆肥中の亜鉛は、土壌中のりん酸と結合して、植物への吸収を妨げます。人間にも亜鉛欠乏があり、胃潰瘍の薬のプロマック（亜鉛製剤）だけで、高齢者の食欲不振、床ずれ、味覚（の鈍化）、元気がないなどの症状を改善し、亜鉛製剤でのアトピーの治療、リュウマチの症状緩和などを行なっている例もあります。

私達、肥料を専門にする者が日本の国民の健康のために発言する時が来たと思います。肥料は、有害どころか人間の健康の役に立っています。私達が肥料を生産者のもとに届けることは、まさに命の素を届けているという非常に大事な仕事であるということが、非常に大事です。

硝酸態窒素は、アミノ酸の酵素を誘導します。硝酸態窒素は、身体に悪いと長年国内で思われてきましたが、「硝酸は胃がんの原因になるピロリ菌を殺す」と海外で養液土耕の世界的権威の人に言われてびっくりしました。硝酸塩は、人体内でも恒常的に生産されて、虫歯の予防や胃潰瘍の防止になります。ネズミの実験でも摂取した方がガン発生率、死亡率が低く長生きしました。農林水産省のHPに『野菜の硝酸塩に関する国の見解』で「野菜中の硝酸塩量を限定することは適切ではない」とされており、野菜中の硝酸塩からの摂取量を心配する必要はないとしています。私の大豆の茎疫病の実験で、硝酸カリや硝酸カルシウムは、他のカリやカルシウム肥料を与えるより病気に強くなりました。植物の中で出来る硝酸が病原菌を殺すファイトアレキシンという物質を誘導し、病気を抑える手助けをします。

これからの肥料学ではトランスポーターは必須で、これを知らなければ肥料は論じられません。トランス

会員紹介

◇毎回、会員リスト掲載順に紹介していきます

株式会社パルサー インターナショナル

〒193-0825 東京都八王子市城山手 1-31-1
TEL042-666-1662 FAX042-662-5557
<http://www.orgamin.com/> inoue@pulsar.co.jp

当社は1985年8月に設立されて以来、天然アミノ酸系の葉面散布肥料の普及に取り組んでまいりました。「エコロジック」は家庭園芸用として、「アミグロー」「エネルギー」「キャノピー」など広く内外でプロ農家が使っている葉面散布肥料の効力を一般家庭の園芸場面で楽しんで頂きたいと思っております。園芸店ルートをお持ちの会社と提携いたします。

「ひとの命、ひとの暮らし、ひとを育む環境を守る」の経営理念のもと、「カダン」ブランドとして、効きめだけでなくより手軽に安心してお使いいただける園芸用品を製造・販売しております。今後もより一層、安全と使いやすさの追求に取り組み、「安心」という価値を備えた製品とともに植物を育てる喜びをお届けしてまいります。

フマキラー株式会社

〒101-8606 東京都千代田区神田美倉町 11 番地
TEL03-3252-5941 FAX03-3258-1094
<http://www.fumakilla.co.jp/>

事務局より

総会・講演会の日程が決定しましたので、お知らせ致します。

第29回家庭園芸肥料・用土協議会通常総会

【日時】7月26日(木) 受付開始 13:00 総会 13:30

【会場】メルパルク大阪 (大阪市淀川区宮原 4-2-1 TEL06-6350-2111)

家庭園芸肥料・用土協議会は、家庭園芸の安全で健全な振興のために、メーカー企業有志により昭和59年に設立されました。

家庭園芸肥料・用土協議会

〒650-0041 神戸市中央区新港町 14-1 財団法人日本肥糧検定協会関西支部気付
TEL 078-332-6491 FAX 078-332-6545 <http://www.a-hiryoyoudo.com/>